

第 59 回大阪市港湾審議会(専門部会)議事録

平成 26 年 11 月 25 日

大阪市港湾局

目 次

1. 開催日時	1
2. 開催場所	1
3. 審議会次第	1
4. 出席委員	2
5. 審議経過	3~9
附属資料	10
1. 諮問書	10
2. 答申書	11

1. 開催日時

平成 26 年 11 月 25 日 (火)

開会 午後 4 時 00 分

閉会 午後 4 時 28 分

2. 開催場所

大阪市住之江区南港北 2-1-10

A T Cビル I T M棟 10 階 港湾局第 1 会議室

3. 審議会次第

(1) 開会の辞

(2) 委員紹介

(3) 議事

1) 港湾環境整備負担金負担対象工事の指定について

(4) 閉会の辞

4. 出席委員

- | | |
|-----------|-----------------------|
| 柴 山 恒 晴 | (大阪倉庫協会会長) |
| 寺 元 清 隆 | (大阪船主会副会長) |
| 溝 江 輝 美 | (大阪港運協会会長) |
| 代 鈴 木 寛 太 | (財務省大阪税関長 後 藤 真 一) |
| 代 石 田 博 | (国土交通省近畿地方整備局長 森 昌 文) |
| 代 山 口 勝 彦 | (国土交通省近畿運輸局長 土 屋 知 省) |
| 代 辰 巳 伸 五 | (大阪海上保安監部長 八 木 博 志) |
| 代 戸 田 功 | (大阪府都市整備部長 竹 内 廣 行) |

5. 審議経過

開会 午後4時00分

○高橋総務担当課長

大変お待たせいたしました。本日は御多忙のなか、第59回大阪市港湾審議会(専門部会)に御出席賜りまして、誠にありがとうございます。本日司会進行役を務めさせていただきます港湾局総務担当課長の高橋でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本審議会は議題として「港湾環境整備負担金負担対象工事の指定」のみであるということより、大阪市港湾審議会運営要綱第9条第2項の規定により、専門部会の決議をもって審議会の決議とさせていただきます。

現在、委員総数8名のうち、8名の方に御出席頂いております。出席委員数が大阪市港湾審議会条例第5条に定める定足数を満足しておりますことを報告させていただきます。

なお、本審議会は、大阪市港湾審議会公開基準に基づき、公開と致しますが、本日傍聴等ございませんので、このまま進めさせていただきます。

はじめに、今回の審議会専門部会の委員の方々につきまして、ご紹介させていただきます。

大阪倉庫協会会長の柴山委員でございます。

当専門部会部会長で大阪船主会副会長の寺元委員でございます。

大阪港運協会会長の溝江委員でございます。

財務省大阪税関長の後藤委員の代理で企画調整室課長補佐の鈴木様でございます。

国土交通省近畿地方整備局長の森委員の代理で港湾空港部港湾計画課課長補佐の石田様でございます。

国土交通省近畿運輸局長の土屋委員の代理で交通環境部長の山口様でございます。

大阪海上保安監部長の八木委員の代理で大阪海上保安監部次長の辰巳様でございます。

大阪府都市整備部長の竹内委員の代理で港湾局計画調整課課長の戸田様でございます。

委員の紹介は以上でございます。

それでは、第59回大阪市港湾審議会(専門部会)の開催にあたりまして、港湾管理者を代表しまして、大阪市港湾局長の徳平よりご挨拶申し上げます。

○徳平港湾局長

大阪市港湾局長の徳平です。よろしくお願いいたします。

本日はお忙しい中第59回の大阪市港湾審議会にご出席いただきましてありがとうございます。また平素から大阪市の港湾行政ならびに大阪港の振興・発展に他ならぬご協力・ご理解を賜っておりましてこの場で改めて御礼を申し上げたいと思います。

大阪港の今の状況ですけれども、昨年2013年に外貿コンテナの取扱貨物量が219万TEUということで、3年前の2011年の217万TEUを2万TEU余り上回しまして、大阪港としては過去最高を記録いたしました。2014年に入りまして、上半期は割と順調に推移しておりましたが、7月・8月はちょっと落ちまして9月時点では対前年比約1.3%

増ということで今後この 219 万をわずかに超えるのかどうかというところで少し予断を許さないところであります。

国際コンテナ戦略港湾ということではさまざまな施策を推進しております。C-12 の延伸、あるいは航路の 16m 化というハード整備のほうも一定進んできておりますし、これらが完成いたしますと大阪港としてのハード整備としては一段落かと思っております。

また、大阪神戸の両埠頭会社を統合し 10 月 1 日に阪神国際株式会社ということで一本化になりました。本社は神戸で、社長が川端さんということで大阪神戸で少しバランスを取りながらということで今進めております。また改めて港湾運営会社の申請を今してございまして、港湾法に基づく港湾運営会社としてこの 11 月にも指定を受ける予定ですし、12 月となりますといよいよ国のほうから出資となりまして国が 3 分の 1 を超える出資をするというそういう会社ができるというような状態となります。国のほうはこちらのトップといえますか、第一位の株主になるんですけれども、社長は民間の方にやってもらっていますが、国の関与が強まってくるということになります。国の関与を受けて良い方向にいてもらいたいというふうに思っています。集荷あるいは創荷につきましても国の財政支援もさることながら、国が前面にたってやっていっていただけるというようなこともありますので今後阪神港の貨物が増えるようにぜひとも協力していきたいと思っております。

また、行政的には府市統合の関係を進めようとしてきましたけどもなかなか進まないというふうな状況なんですけど、港のほうでも大阪府と市の港湾管理を一元化ということで大阪府さんの管理されている堺泉北港、阪南港、この大阪港を一元化しようということで、港は別々に今のままにおきながら管理は一元化して効率的な港湾運営を図れないかということで取り組んできたんですけれども、一元化に向けた行政委員会の設置という条例を 9 月・10 月市会に提案しましたが議会の関係で否決という形になっております。大阪市としての取り組みとしては、湾の港湾管理の一元化ということは最終的な目的としてそれに向けて神戸港さん、兵庫県さんと意見交換していくようなそういうことになるのかなと思っております。いずれにしてもまた新たな展開をしていかなければいけないかなと思っておりますので、また港湾関係の皆様いろいろなご意見を伺いながらやっていきたいと思っております。

そういう港の国際競争力強化へ向けた動きと、それから今日審議をお願いしております臨海部の活性化といいますか新たな「まちづくり」ということで取り組んでいまして、そのなかで港湾環境整備にかかる施設の建設費の負担をお願いするという港湾環境整備負担金を毎年求めさせていただいております。これについては港湾審議会のご意見を伺った上でやるということになっておりますのでご審議いただきたいと思っております。

大阪港のこれからの整備あるいは運営にあたりまして皆様方のご協力をお願いして私の挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いたします。

○高橋総務担当課長

議事に入ります前に、お手元にお配りしております資料の確認をさせていただきたいと思っております。

まずは、次第でございます。

大阪市港湾審議会(専門部会)委員名簿でございます。

本日の座席表でございます。

次に右肩「資料 1」と書いております「港湾環境整備負担金負担対象工事の指定について(案)」、資料 2「港湾環境整備負担金負担対象工事の指定について(案)説明資料」でございます。

あと参考資料といたしまして、「港湾環境整備負担金制度について」「大阪市港湾審議会条例」、「大阪市港湾審議会運営要綱」、「大阪港案内」地図でございます、それと「ポートオブオオサカ」、以上の資料をお配りさせていただいております。

お手元の資料につきまして不足等はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お手元の次第に沿って進めさせて頂きたいと思っております。以後の議事の進行を寺元部会長にお願い致します。よろしくお願いたします。

○寺元部会長

寺元でございます。議案の審議に入ります前に、大阪市港湾審議会運営要綱第 8 条の規定に従い、本日の議事録署名者を、溝江委員と土屋委員の代理の山口様をお願いしたいと思います。宜しくお願致します。

それでは、議事に入りたいと思っております。次第でございますように、本日の審議案件としましては、「港湾法」第 43 条及び「大阪市港湾環境整備負担金条例」第 9 条に基づき、平成 26 年 10 月 27 日付で港湾管理者の長たる大阪市長より諮問されました事項「港湾環境整備負担金負担対象工事の指定」についてでございます。審議にあたり、港湾管理者より、説明をお願い致します。

○植村環境整備担当課長

大阪市港湾局環境整備担当課長の植村でございます。

それでは、案件の『港湾環境整備負担金負担対象工事の指定について(案)』につきまして、ご説明させていただきます。

まず、はじめに本制度の概要からですが、お手元の資料 2『港湾環境整備負担金負担対象工事の指定について(案)～説明資料～』の 1 ページをご参照いただきたいと思います。この港湾環境整備負担金制度は、港湾管理者が実施する港湾の環境の整備及び保全に資する港湾工事について、その費用の一部を臨港地区及び港湾区域内に立地する工場、事業場ただし敷地面積が 1 万平方メートル以上有する事業者にご負担いただくというもので、昭和 48 年の港湾法改正により創設された制度でございます。大阪市では、この制度の基本となる事項につきまして、昭和 55 年 1 月の第 6 回大阪市港湾審議会の答申を得た後、昭和 55 年 4 月 1 日より大阪市港湾環境整備負担金条例を施行し、昭和 56 年度より事業者にご負担をお願いしているところでございます。

次に『(1)負担対象工事』でございますが、この制度では、陸域を対象とした緑地、海浜等といったいわゆる港湾環境整備施設の建設・改良工事及び維持工事、また水域を対象とした公害汚泥浚渫などの工事、さらには漂流物・沈廃船などの除去清掃工事を負担対象工事としております。

次に『(2) 負担対象事業者』でございますが、負担対象工事の完了の日に、臨港地区及び港湾区域におきまして工場・事業場などの敷地面積の合計が1万㎡以上である事業者といたしております。

資料の2ページをご参照ください。『(3) 負担割合』でございますが、負担の割合につきましては、港湾法によりまして2分の1を原則としておりますが、工事の種類、規模などを考慮いたしまして、条例に基づき2分の1から32分の1の範囲で定めております。

次に『(4) 各事業者の負担額』でございますが、負担対象事業者の負担額は、敷地面積割合に応じるものといたしております。

次に『(5) 負担金の算定』でございますが、負担対象工事に要した費用の額に、原則2分の1の割合を乗じて得た額に、負担区域内にある事業場等の全敷地面積等の合計に対する負担対象事業者の敷地面積の割合を乗じて算定した額となります。おおまかには中段に示している「負担金の算定式」のとおりとなります。

資料の3ページをご参照ください。

『(6) 負担金の徴収』でございますが、これらには港湾環境整備負担金の徴収までの手続きを簡単にご紹介させていただいております。負担対象工事となります港湾工事が完了した後、市長が負担対象工事を指定いたしますが、大阪市港湾環境整備負担金条例によりまして、あらかじめ大阪市港湾審議会の意見を聴取するということになっております。港湾審議会でご審議いただきまして、ご答申をいただきました後、条例によりまして負担対象工事の指定の告示を行います。その後、負担対象事業者に対しまして、負担金の額の確定通知を行います。通知を受けました負担対象事業者は、指定された期日までに負担金を納付していただくことになっております。これが港湾環境整備負担金の徴収までの一連の事務手続きでございます。

なお、お手元の参考資料『港湾環境整備負担金制度について』の巻末に、大阪市港湾環境整備負担金条例及び施行規則並びに関連する港湾法の抜粋を掲載しておりますので、後ほどご参照いただければと存じます。

続きまして、次の4ページ目になりますが、諮問事項の『港湾環境整備負担金負担対象工事の指定について』につきまして、ご説明申しあげたいと存じます。上段の『港湾審議会への諮問』でございますが、平成26年3月31日までに本市が実施しました負担対象工事の指定にあたり、負担金条例第9条第2号の規定に基づき、あらかじめ港湾審議会のご意見をうかがうものでございます。

次に、下の段ですけれども『諮問内容』でございますが、条例第2条第2項に規定されている負担対象工事の指定において告示をする項目であり、工事の種類、工事の名称、工事が実施された場所、工事の完了した日、工事に要した費用、負担区域、負担割合、負担区域内の事業場敷地面積の合計の計8項目でございます。この8項目について、大阪市港湾審議会のご意見をうかがうものでございます。

次の5ページ目、一覧表の最上段に示しているものが、この8項目に該当いたします。また、一覧表の右側には、ご参考としまして事業場等の敷地面積1㎡あたりの負担金単価と負担割合の軽減理由を書いております。最下段には、工事に要した総費用と負担対象事業者にご負担いただく1㎡あたりの単価の合計を記載いたしております。さらに下側の欄

外には、各項目の前年度との比較を記載いたしております。

ちなみに、工事に要した費用の合計は3億9,328万7千円で前年度と比べますと790万8千円の増、1㎡あたりの単価の合計は6円36銭で前年度と比べますと1銭の減、負担対象事業者数は138社で前年度と比し2社の増となっております。負担金徴収金額は約5,000万円と前年度と同額となっております。

それでは、工事の種類ごとに順次ご説明申しあげたいと存じます。まず、「港湾環境整備施設の建設または改良の工事」でございますが、平成25年度は工事实績がございませんでした。

次の段の「港湾環境整備施設の維持の工事」でございます。工事の名称は「臨港緑地の維持工事」で、具体的に申しますと、緑地施設の清掃、除草、剪定、巡回警備などの業務でございます。この工事が実施された場所は、大阪市此花区・港区・大正区及び住之江区と、大阪市此花区（舞洲）及び住之江区（コスモ）の2つに大別されます。

具体的な場所は、資料の6ページにお示ししております臨港緑地、緑道、コスモスクエア海浜緑地などの計22ヶ所の維持工事でございます。

また、7ページ以降には、工事名称と工事に要した費用、実施された場所の詳細、緑地の状況を映した写真などを示しております。

5ページの一覧表に戻りまして、左から4列目、工事の完了した日は、平成26年3月31日で、これは以下の説明につきましても同様でございます。

上段の大阪市此花区・港区・大正区及び住之江区、これら舞洲地区及びコスモスクエア海浜緑地以外の緑地の維持に要した費用は、1億3,813万4千円でございます。負担区域は、大阪港臨港地区で、負担割合は2分の1、負担区域内の事業場等敷地面積の合計は1,545万1千㎡でございます。また、1㎡あたりの単価は4円47銭となります。

下段の大阪市此花区（舞洲）及び住之江区（コスモスクエア海浜緑地）の維持に要した費用は、2億2,170万2千円でございます。負担区域は、大阪港臨港地区で、負担割合は、規模が大きく、広く市民、近隣の都市から訪れる方々が利用されることを勘案しまして16分の1としております。負担区域内の事業場等敷地面積の合計は1,545万1千㎡でございます。1㎡あたりの単価は90銭となります。

なお、臨港緑地の維持工事につきましましては、昨年度から1点変更がございます。コスモスクエア海浜緑地の東側部分と運河部分は、埋め立て土地の売却価値を高めるための緑地としての位置づけから、昨年度までは港湾環境整備負担金の対象とはしていませんでした。しかし、近年の経済社会情勢を鑑み、その位置づけを見直し、今年度より東側部分と運河を西側部分と一体とし、全体を広く市民の方々が利用する緑地としたことよりまして、環境整備負担金の対象といたしております。ただし、負担割合につきましましては、舞洲の緑地と同様に、規模が大きく、その利用者も地元中心ではなく、広く市民、近隣の都市から訪れる方々が利用されることを勘案いたしまして、従来の1/2を1/16に引き下げることといたしております。

また、負担割合の考え方につきましましては、お手元の参考資料「港湾環境整備負担金制度について」の最終ページに記載させていただいておりまして、少しご参照いただきたいと思います。一番上に負担金の考え方ということで、大阪市では、緑地の整備目的・性格・

規模・利用状況等を考慮のうえ、港湾環境整備負担金条例施行規則第3条の規定に基づき、負担対象事業者に対し、著しく過大な負担とならないよう、2分の1未満の負担割合を決めております。分類については、以降に書かれておりますような考え方で、関係者間のご意見も踏まえて、決めております。

もとの資料2に戻りまして、以上説明させていただきましたのが陸域の工事でございます。次の2件が水域の工事となります。資料2、5ページの3段目の「港湾における汚泥、その他公害の原因となる物質の排除、その他の処理のための工事」でございますが、平成25年度につきましては、工事实績がございませんでした。

最後に、4段目の「漂流物の除去 その他の清掃のための工事」でございますが、工事の名称は「港内清掃及び沈廃船処理工事」でございます。工事が実施された場所は大阪港港湾区域内で、工事に要した費用は、3,345万1千円となっております。なお、平成25年度につきましては、沈廃船の処理は実施していませんので、港内清掃のみの費用となっております。負担区域は、大阪港港湾区域及び臨港地区で、負担割合は2分の1、負担区域内の事業場等敷地面積の合計は、1,690万㎡でございます。また、1㎡あたりの負担金単価は99銭となります。

なお、本制度発足以来、ご負担いただく事業者の皆様方のご意見をいただくということで、平成26年10月28日に各業界団体のご代表者には説明させていただいているところでして、今回の案件については皆様方にご理解をいただいているところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○寺元部会長

ありがとうございます。委員の皆様からご意見を頂く前に、先般11月18日に開催されました幹事会の審議結果につきまして、大阪市港湾局の藪内計画整備部長より報告をお願いします。

○藪内計画整備部長

港湾局計画整備部長の藪内でございます。

去る11月18日午後2時から、この港湾局第1会議室におきまして、大阪市港湾審議会幹事会を開催いたしました。本日の審議会でご審議いただいております「港湾環境整備負担金負担対象工事の指定」の案につきましては、原案どおり港湾審議会に上程するという事で差し支えないという結論を得ております。

以上、ご報告申し上げます。

○寺元部会長

ありがとうございます。

それでは、本案件につきまして、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。御意見、御質問はございませんでしょうか。

御意見、御質問がございませんので、答申について、お諮りしたいと思います。本日の議案であります「港湾環境整備負担金負担対象工事の指定」につきまして、「原案のとおり

適当である。」と答申を行うことで、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

よろしいでしょうか。ご異議がございませんので、「原案のとおり適当である。」と答申を行うことといたします。

これで、議事については終了致します。それでは、これ以降の進行につきまして、事務局にお返しいたします。

○高橋総務担当課長

ご審議ありがとうございました。これをもちまして、第59回大阪市港湾審議会を終了させていただきます。

本日は、御多忙のところ、ご出席賜りまして誠にありがとうございました。

閉会 午後4時28分

大阪市港湾審議会専門部会長

寺元 清隆

印

大阪市港湾審議会委員

溝江 輝美

印

大阪市港湾審議会委員

代 山口 勝彦

印

付属資料

1. 諮問書

大 港 湾 第 1843 号
平成 26 年 10 月 27 日

大阪市港湾審議会
会長 竹林 幹雄 様

大阪港港湾管理者
大阪市長 橋下 徹

港湾環境整備負担金負担対象工事の指定について（諮問）

標題について、別紙議案のとおり定めたいので、港湾法第 43 条の 5 第 2 項及
び大阪市港湾環境整備負担金条例第 9 条第 2 号の規定により諮問します。

※別紙 港湾環境整備負担金負担対象工事の指定について（案）については省略

2. 答申書

大 港 湾 審 第 3 号
平成 26 年 11 月 25 日

大阪市長 橋下 徹 様

大阪市港湾審議会
会長 竹林 幹雄

港湾環境整備負担金負担対象工事の指定について(答申)

平成 26 年 10 月 27 日付け大港湾第 1843 号により諮問のあった標題について
審議した結果、「原案のとおり適当である」と答申します。